

令和2年度 第3回滋賀県障害者施策推進協議会【概要】

- 1 開催日時：令和2年（2020年）11月20日（金）10：00～12：00
- 2 開催場所：滋賀県庁東館7階会議室

【開会】

健康医療福祉部長 挨拶

【(仮称) 滋賀県障害者プラン2021の素案について】

資料1-1（素案概要）について事務局説明

○委員：

言葉の問題が一つ。今までの小委員会や推進協議会の中でも議論がなかったことだが、「障害者」の「害」という表記については差別的でないかという意見もある。湖北圏域やある市では「障がい」と表記している例や「障碍」とする表記もある。言葉に関して自分も含め今まで議論をしてこなかったが、滋賀県においても表記が妥当かどうか、議論が必要だと思う。

プランについては（資料1-2の）83ページの（エ）就労が定着するための支援の二点目の助成金制度の周知とあるが、福祉就労のキーとなるこの制度に関しては周知だけではないのではないか。大企業は助成金制度を活用している一方、中小企業では事務手続きが複雑なことなどから広く活用されていないが、企業にとっても負担が軽くなる制度なので、広がるような環境を整えるべきだ。「周知」に加えて「活用」を加えてはどうか。

○会長：

「障害者」の表記に関しては国の会議で議論され、決着がつかずその議論のための小委員会が開かれたが、結論をまとめることができずいくつかの意見が併記された。統一的な結論は出ていないところで議論は終わっている。表記の件についてはその小委員会の報告書を読むとわかるのではないかと。今回、議論はしないが問題提起をされたということを受け止めたい。

就労定着と助成金に関しては、就労するだけでなく定着しているかも大事である。中小企業に関しては制度を知らないところ、知っているが使いこなせないところがある。助成金制度の「活用」を含めて一步踏み込んだ表現がよいのではないかと。

●事務局：

（独法）高齢・障害者・求職者雇用支援機構が助成金制度を作っている。公平性を保つため申請手続きが多い。大事な話なので「活用」の表記も含め検討したい。

○委員：

雇用支援制度は周知してもらいたい。助成金制度については企業の規模によっては該当しないこともあり、メンツの問題といったデリケートな面もあるので注意し慎重に進めたほうが良いのではないかと。

○会長：

助成金制度が当てはまらない企業もあるというのは制度としてそのままではよいのかという問題もあるが、慎重な対応が必要だ。

○委員：

放課後等デイサービスの発達障害、知的障害の子どもの児童指導員をしているが、資料1-1-2の「ともに暮らす」(1)(c)の相談支援体制充実について、実際に放課後等デイサービスの利用者は増加しているが、利用するのに必要な相談支援事業所の数も相談支援員も足りていない。そのため放課後等デイサービスが使えず保護者がセルフプランをしているが、保護者自身も障害を持っていたり生活で疲れている上に難しい書類手続きと大変である。加えて計画相談の中身が保護者の希望だけとなり、本人の希望が反映されていない。市役所からも受け入れを増やしてくれと言われているが、受け入れれば受け入れるほど赤字の状況だ。いい加減な計画ではなくその子にあったしっかりした丁寧なプランを作りたいので、そのためには時間がかかる。事業所として維持していくためには相談支援の受け入れ制限をせざるを得ないというのが現状。相談支援専門員の育成は助かるが、その上で事業所の維持についても施策や県に考えがあるなら教えてほしい。

○会長：

他市町でも大きな問題で、児童相談支援の体制は遅れていて、セルフプランにおける「自身」とは誰なのかという問題があり親が立てる場合子の特性を理解しているかが大事だ。それができる相談支援専門員がいなければならぬ。資料1-2(素案)の40ページでは、相談支援専門員の育成は謳っているが、受け入れる事業所が展開するに至っては経営が大変だ。高槻市、神戸市は市として助成など行っているが、滋賀県も育成した後のサポートの仕組みを考えてほしい。

●事務局：

指摘のとおりであり、小委員会でもご意見をいただいている。相談支援専門員の数が足りていないという声が各市町で上がっており、独自項目として不足の度合いを各市町に見込みを出してもらっている。もう一点、経営が難しいという点では、来年度の報酬改定に向けての議論の中で考えている。報酬の活用方法や、相談支援専門員の人数など体制整備の取り組みをしたい。

○委員：

相談支援専門員の養成研修を実施させていただいている。放課後等デイサービスにおける児童の計画相談も含め相談支援専門員が足りないというのも実感しているが、研修終了後の相談支援専門員の就業率は50%を切っているのではないかと。資格には5年以上の実務

経験が求められるので、中堅人材を確保する事業所の大変さもあるのではないかと。また計画の質の向上については、各地域の協議会相談部会での事例検討会等の取り組みも継続すべき、人材確保、財政支援については課題があると感じている。

○会長：

大阪などでも放課後等デイサービスが乱立していて、中身の質の問題がある。本人の成長に望ましいように利用してもらいたい。そういったときに相談支援の仕組みは大切なので、活用できていないという状態をどうするかサポートも含め国と協力して県に取り組んでほしい。

○委員：

資料1-1の「ともに暮らす」の(4)「防災・防犯の推進のために」の箇所だが、資料1-2(素案)14ページの「災害時支援の状況」避難等支援のための市町の名簿作成においては、個人情報の壁があり把握が大変だと自治会長、民生委員から意見が出ている。周りの方に知ってもらい、支援が必要な人のために自己申告の仕組みを作ってはどうか。また「支援をしてくれる人が決まってない」と答えている人は51.6%と多いので何かいい方法はないか。

○会長：

要配慮者の避難支援名簿に入っている人は訓練時に避難支援経路や手順などを確かめている熱心な市町もある。名簿に関しては手帳を持っている人は全員載せていたり、希望者のみとしていたり市町によってばらつきがあると実感している。県としてどういう立場をとるのか教えてほしい。

●事務局：

全国的問題であり、国は昨年の災害もふまえ、名簿作成自体は法律で義務付けているが、どういった人を載せるかは各市町で決めることとなっている。一定の基準をふまえた上で本人の希望があれば載せている。市町で統一はされていない。名簿作成後の個人ごとの避難経路等の作成は任意となっており、仕組みとして弱いので法律に位置づけて努力義務にしようというのが国の議論だ。滋賀県も個別計画の作成支援を防災のほうで検討している。

○会長：

災害時に新型コロナウイルス感染者の要配慮者にどう対応するか、など配慮が必要だ。綿密な仕組みづくりをしてほしい。

○委員：

プランに関して障害者権利条約に照らしたときに課題があると感じる。1つ目にプランには重点的取組として27ページに「成年後見制度の利用促進」とあるが、条約第12条の内容に反している。条約の実施状況をモニタリングする障害者権利委員会では、運用の解説文を出しているが、条約は成年後見制度のような代理人による意思決定制度は廃止し、本人意思決定支援に転換するべきとしており、日弁連も同様の意見を出している。こうしたことからプランに成年後見制度利用促進を入れるべきではないのではないかと。前回会議では事務

局のみに意見を出したが見解があれば聞きたい。

二点目に教育について、インクルーシブ教育の記載が素案本編と素案概要で異なっているがどうか。

●事務局：

最終修正を行った素案本編が正しい。表題では「インクルーシブ教育システム」としていたが「インクルーシブ教育」へ変更した。

○委員：

インクルーシブ教育の推進が盛り込まれたことはいいことだと考えている。ただ内容を見たときに資料 1-2 (本編) 75 ページの「地域で学ぶ」といった具体的なところはよいが、障害のある子どもには「特別支援学校・学級で学んでもらう」という姿勢が強く出ている点も障害者権利条約に反しているのではないか。障害の有無にかかわらず、十分な合理的配慮を受けたうえで同じ教室で過ごす、というのが一番大事なのではないか。十分な教育に支障が出るため教室・学校を分けるというのは条約のいうところの本来の意味でのインクルーシブ教育とは違うのではないか。障害のある子どもとない子どもの「交流」という標記も、普段は分けられている、という前提があるのではないか。

○会長：

「共に学ぶ」をクローズアップしてほしいということ。

●事務局：

条約で代理人制度は原則廃止としていることは承知しているが、現行の国の制度として成年後見制度利用促進法があり、県としてもそれにのっとって取り組むべきと考えている。国の枠組みが大きく変わるとなれば県としても検討したい。プランには本人の意思決定支援をさせていただくということも書かせてもらっている。

○会長：

日弁連も今年 10 月に意思決定支援をふまえた後見制度のガイドラインを出してきており基本的にすべての人が意思決定をするという前提で、意思決定支援を尽くしても困難なときに代理人を使う、というものだった。矛盾を感じるのは、意思決定支援を尽くすのは後見人ではなくアドボケーターなり支援者なのではないかという点だが、意思決定支援がメインだということがクローズアップされてはいるのではないか。

○委員：

国がやっているから、というのはわかるが、一方で滋賀県はこれまで様々な障害に関して国に先駆けて取り組みをしてきているので、国に合わせるのではなく条約に即した人権モデルの先駆けになってもよいのではないか。

もう一点、資料 1-2 (素案) 27 ページの「判断能力が不十分」という標記が気になる。判断能力が不十分なのを理由に代理人を立てるとするのはダメだと国連の障害者権利委員会もしている。工夫をしてほしい。

○会長：

「判断能力が不十分」という表現以外も考えられるのではないか。資料 1-2（素案）27 ページの（エ）は、前向きな表現でもよいのではないか。

●事務局：

ご意見をふまえて検討する。

○委員：

弱視の障害者の就労や、重度の障害にならないための、制度を生かすためのネットワークや制度を県として充実させてほしい。県として弱視の方の就労支援についてどういう考えを持っているか。

○会長：

障害の進行、二次障害に関して当事者の方と福祉、医療関係者とのネットワークの仕組みを作って記せないか。同行援護を含めた視覚障害者の方の就労支援を考えられないか。

●事務局：

視覚障害者ガイドヘルパー（同行援護従業者）については、今は就労支援には入っていない。国の制度がどう作られていくかに依るのでプランに盛り込むのは難しいが課題として認識する。

○委員：

企業の立場で考えると、「ともに働く」の（1）には企業の立場からの視点や企業への支援がなく、抜けている。定着支援事業に関しても本人についてはみられるが、企業の立場としては書かれていない。実際現場ではビジネスマナーと福祉の考え方がぶつかっており、企業に対して言えばやってもらえる、という態度で臨まれることがあり困っている。当然障害を理由とした差別はしないし、合理的配慮もするが、企業にとって過度な負担となることについても考えてほしい。

○会長：

大阪市では差別解消に関する事例検討会を毎月行うが、5～10 件解決できない事例がある。「建設的対話」は両者が建設的でなくては解決しないので、障害当事者本人もそうである必要があるということが大事だ。また障害当事者側もビジネスマナーや表現力を身に着けるよう努力しなければ、一方的では企業側も心を開けない。雇用関係を維持していくためには相互に建設的でいなければならない。

○委員：

資料 1-2（素案）41 ページの「新型コロナウイルス感染症への対策について」で、注意喚起が呼びかけられているが、各事業所は既に注意は十分にしているが陽性者が増えてしまっている。事業所、ショートステイ、ホームヘルプへの注意喚起だけでなく行政・社会的検査はできないのか。また、11 月から発熱の場合かかりつけ医に連絡相談とのことだが、そこが PCR 検査等を行えない場合、障害当事者や家族は病院等をたらいまわしにされる不

安がある。知的障害の方は文章が理解できないこともあるので広報の表現など合理的配慮が求められるのではないかと。

資料 1-2 (素案) 44 ページの「行動障害のある人への支援の充実」だが、参考資料 1 (小委員会) の 10 ページでは提言が詳細に記されているのに対して、素案では二点だけとなっているのもっと具体的に書いてほしい。強度行動障害のある人の暮らしの場の支援策に関しては国の施策が遅れているので県と市町が現状に追いついて施策を作してほしい。

○会長：

障害者支援は濃厚接触しないと支援にならない事業なので、しっかり PCR 検査と安全対策をしてもらって、負担の問題はあるが県は前向きに施策提言と予算を組んでほしい。

強度行動障害に関しては小委員会では具体的な提言があるが、素案でももう少し踏み込んでほしいということだが。

●事務局：

PCR 検査は所管ではないが県としては現在症状がある人のみ対象としている体制だ。従事者にも定期的な検査を、との要望はあるが検査体制が整っていないのでプランに書き込むということは難しい。

強度行動障害に関しては、表現を具体的にできるかは検討するが、課題があり長期的にみる必要がある。

○委員：

事務局は説明において「ピアサポート」を出していたが、資料 1-1、1-2 には出ていないのではないかと。

○会長：

資料 1-1 (素案概要) においては「本人活動の支援」に大きく含めているが、ピアサポートそのものの記載はない。

●事務局：

参考資料 1 では委員からの意見として入れており、すべてがプランに反映できていない。ピアサポートの促進は資料 1-2 (素案) 94 ページに記載はしている。養成・育成とまでは書けていない。

○委員：

プランにおいて一つ一つの項目は取組が評価されているが、項目ごとではなく、例えば防災における個別経路や避難所整備は全体では 100%を目指すのが、市町で差があり達成されていない。達成率の数字とは違い、個人として考えると非常に困る問題である。人の命にかかわることとして横断的に評価をする仕組みを作してほしい。

○会長：

資料 1-1 (素案概要) 3 枚目の PDCA サイクルを見ても実行した中身を誰がどうチェックし評価するのかがわかりにくいし、図もわかりにくい。行政だけではなく、事業を行う側も実行するだけではなく評価をしていかなければならない。書くだけではなく、中身、質の

評価もいる。チェックの仕組みを検討してほしい。

○委員：

プランそれぞれの分野で取組がここまでできた、数値目標がどう、だけでない仕組みを考えてほしい。

●事務局：

年ごとの取組の評価は施策推進協議会でしていただいております、プランは3年単位で見直している。PDCA サイクルは年に1度というよりは様々な個所からの意見を集めてその都度評価をいただき改善するつもりだ。

●事務局：

個別の数字ではだめ、というご指摘と認識した。総合的な評価を検討したい。

○委員：

難病患者は障害者の方が使える制度をほとんど利用できない。高速道路料金、駐車場料金など。資料1-2（素案）82ページなど、難病患者も加えてほしい。

○会長：

指定難病の方は手帳の有無で利用できる制度が変わるなど大変だ。

○委員：

指定難病では手帳はほぼもらえない。

○会長：

手帳を取りやすくするか、持ってなくてもサービスが受けられるようにするかがあるが、ここでは手帳がなくてもサービスが受けられるように、難病患者も盛り込んでほしい。

○委員

難病患者も含めてほしい。

●事務局：

難病患者も含まれると考えており、資料1-2（素案）87ページで一つ見出しとして出している。全体で線引きをしているつもりはない。障害者総合支援法での対象に難病は含まれている。割引制度は国の制度にのっとっているのが難しいが貴重な意見として受け止める。

○会長：

就労に関しては記載されているが、その他の分野でも記載してほしい。支援区分を手帳がなくてもいいようにできないのか。

●事務局：

必ずしも区分がないと使えないものばかりではない。社会福祉法改正の中で、重層的支援体制整備事業において属性に依らず困っている人、例えばひきこもりの方にも障害者区分制度を使ってもらえるようにという動きもある。

○委員：

5年先の国スポ・障スポの開催がプランのもっていきどころではないか。まだまだ不十分な施設ばかりであり、交通アクセスも悪く、県民の意識も高めていかなければならない。障スポをいい機会としてもっと活かせるようなプランを。

○会長：

オリ・パラにもかなり高いユニバーサルデザインの基準があり、東京都も取り組んでいる。滋賀県もレベルを上げて合わせていけたらよい。

○委員：

発達障害は子どもに偏りがちだ。高齢障害者等に関しても考えてほしい。

○会長：

出てくる概念を整理してほしい。発達障害は児童だけではなく高等教育以降や就労においても問題があるので見直してほしい。